

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 6 月 7 日

鳥取県立米子工業高等学校 友松 文嗣

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

電子制御実習システム賃貸借及び保守業務

ア 教員用コンピュータ 1 台

イ 生徒用コンピュータ 10 台

ウ 周辺機器 一式

エ ソフトウェア、ライセンス等 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 28 年 9 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日まで

(4) 納入期限

平成 28 年 8 月 31 日（水）とする。ただし、賃貸借料は、同年 9 月 1 日から支払うものとする。

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

米子市博労町四丁目 220 鳥取県立米子工業高等学校

(6) 入札方法

本件入札は、紙入札により行うものであること。

入札金額は、(1)に掲げる借入物品に係る賃借料（保守料を含む。）の総額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 24 年鳥取県告示第 606 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合に当たっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続きを行っている者を除く。）でないこと。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合に当たっては、再度入札の開札日）までの間のいずれ

の日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。
ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (6) 本件調達に示した物品を所有し（本件調達に係る契約日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (7) 本件調達と同種で同規模であると認められる契約を平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。
- (8) 県との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子工業高等学校

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
〒683-0052 米子市博労町四丁目 220
鳥取県立米子工業高等学校
電話 0859-22-9211
電子メール yonagoko-h@mailk.torikyo.ed.jp
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で平成 28 年 6 月 7 日（火）から同年 6 月 24 日（金）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。
- (3) 郵便等による入札
認めない。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
平成 28 年 7 月 11 日（月）午前 11 時
鳥取県立米子工業高等学校 応接室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札は、紙入札により行うこと。
- (2) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参の方法により 4 の（1）の場所に平成 28 年 6 月 24 日（金）までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (4) 入札参加者は、（3）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。